

○安全性優良事業所表彰における運輸支局長表彰の取扱規程

第1条 安全性優良事業所表彰規程の第6条に定める運輸支局長表彰の取扱規程は、次条以下のとおりとする。

(運輸支局長表彰の基準)

第2条 表彰を受けることができる事業所は、以下の各号の基準を満たしている事業所であることとする。

- 一 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う貨物自動車運送事業安全性評価事業（以下「Gマーク事業」という。）による安全性優良事業所の認定を連続して10年以上受けている事業所であること。
- 二 表彰日の直前3年間について、表彰を受けようとする運輸支局の管内で第1当事者としての事故（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第1号から第6号、第8号、第10号及び第12号から第14号に規定する事故をいう。以下同じ。）又は第1当事者と推定される事故を惹起していない事業所（県内の他の事業所を含む。）であること。
- 三 表彰日の直前1年間について、表彰を受けようとする運輸支局の管内において監査に基づく行政処分を受けていない事業所（県内の他の事業所を含む。）であること。
- 四 交通事故防止会議、安全衛生委員会（交通事故防止の内容が含まれるものに限る。）、グループによる危険予知訓練、ヒヤリ・ハット活動、交通事故防止に関する品質管理活動、小グループ安全活動、交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議・活動など、定期的な運転者教育が行われている事業所であること。
- 五 デジタル式運行記録計又はドライブレコーダーのいずれかが事業所に配置されている車両の90%以上に装着されている事業所であり、その効果をドライバー教育等（運輸安全マネジメントや安全運行につながる省エネ運転の実施など）に反映させている事業所であること。
- 六 Gマーク事業による安全性優良事業所の認定を受けたことにより、当該安全性評価の認定後に荷主からの評価若しくは安定的な経営を確保した事業所であること又は社内において、定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して、個別指導に活用している事業者であること。

第3条 当該表彰にあたっては、安全性優良事業所表彰候補推薦取りまとめ書を、運輸支局に提出させることとする。

第4条 この規程に係る基準の詳細及び提出が必要な書類等は、この規程によるほか、別に定めるものとする。

(基準日)

第5条 この表彰に係る基準日は、第2条第二号又は第三号に掲げる事項を除き、当該表彰の行われる年度の4月1日とする。

- 2 前項の基準日から表彰日のまでの間に、第2条第二号又は第三号に該当しないこととなった場合又は該当しないこととなるおそれが生じた場合は、表彰を行わないものとする。

附 則

この規程は、平成２６年３月３１日から施行し、平成２６年度に実施する表彰から適用する。

○安全性優良事業所表彰に係る取り消しに関する規程

第1条 表彰後、地方運輸局又は運輸支局において、提出された書類の中に虚偽により作成された資料が見つかった等の場合においては、表彰を受けた事業所の責任者又は本社の責任者に対し、提出された書類の内容の確認を行った上で、表彰を取り消すことができることとする。

第2条 表彰を取り消した場合は、その旨を公表することとする。

附 則

この規程は、平成26年3月31日から施行し、平成26年度に実施する表彰から適用する。